

平成30年2月5日付
鳥取県公報号外第11号別冊
(2 分 冊 の 1)

平成 2 9 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

【県の施策に関する広報物の作成状況等】

平成30年2月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 1 0 7 号
平成30年2月5日

鳥取県議会議長	稲田寿久	様
鳥取県知事	平井伸治	様
鳥取県教育委員会委員長	中島諒人	様
鳥取県公安委員会委員長	松本典子	様
鳥取県人事委員会委員長	上田博久	様
鳥取県労働委員会会長	濱田由紀子	様

鳥取県監査委員 小林敬典

鳥取県監査委員 湯口夏史

鳥取県監査委員 山根朋洋

鳥取県監査委員 内田博長

鳥取県監査委員 坂野経三郎

行政監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	行政監査の趣旨	1
2	監査対象事務	1
3	監査対象事務の選定理由	1
4	実施期間	1
5	監査対象機関	1
6	実施方法	1
7	監査の着眼点	2
8	監査の執行者	2
第 2	監査対象広報物の概要	3
1	広報印刷物	3
2	有償刊行物	4
第 3	監査結果及び意見	5
1	監査結果	5
2	総括意見	5
3	着眼点に沿った監査結果及び監査意見	5
	(1) 広報物の目的・必要性について	5
	(2) 広報媒体の選択・併用について	6
	(3) 広報物の作成状況について	7
	(4) 広報物の活用状況について	9
	(5) その他	10
 (参考)		
資料 1	監査対象広報物の個別状況	11
1	広報印刷物	11
2	有償刊行物	14
資料 2	県刊行物作成要領	15
資料 3	県刊行物作成についての留意事項	17

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適正に行われているかどうかについて実施するもので、本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施している。

2 監査対象事務

県の施策に関する広報物の作成状況等

3 監査対象事務の選定理由

県が実施している広報は、県の行政計画や各種支援制度等の周知及び様々な行事やイベントなどの情報を提供する手段として、重要な役割を果たしている。

広報を効率的かつ有効に実施するためには、適切な媒体を選択し、情報を必要としている人へ適時に提供する必要がある。

平成16年度に刊行物の作成事務について行政監査を実施した後も、紙媒体である印刷物は依然として広報に多く活用されているが、インターネットによる情報伝達の手段は一層多様化している。インターネットは、印刷物よりも速くかつ広範に情報を提供できることから、広報媒体としての有用性が格段に増している。

そこで、県の広報が適切な広報媒体を選択したうえで効率的、経済的に行われているか、また、紙媒体である印刷物の作成が適切かどうかについて監査を実施し、事務の改善に資することとした。

4 実施期間

平成29年9月25日から平成30年1月16日までの間に実施した。

5 監査対象機関

知事部局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、議会事務局及び各種委員会の全ての機関（215機関）を対象とした。

6 実施方法

(1) 予備調査として、以下の条件を満たす広報物について監査対象機関に調査票の提出を求め、計154件の作成状況等を確認した。

ア 平成28年度に作成した作成部数1,000部以上かつ所要経費200千円以上の広報印刷物（該当：47機関84件）

イ 平成26年度から平成28年度に発行した有償刊行物（該当：15機関70件）

(2) 予備調査の結果に基づき、継続的に作成している定例広報物、作成規模の大きなもの等を作成した機関の中から監査実施機関として24機関（39件）を選定した。

(3) 広報印刷物で18機関（26件）、有償刊行物で6機関（13件）に監査調書の提出を求め、このうち広報印刷物を作成した6機関（11件）で実地監査を行い、18機関（28件）で書面監査を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 広報物の目的・必要性について

- ア 編集会議等で目的や必要性が十分に検討されているか
- イ 他の広報物と掲載内容の重複がないよう調整されているか

(2) 広報媒体の選択・併用について

- ア 適切な広報媒体として規格形態が選択されているか
- イ より有効な広報媒体がありはしないか
- ウ 他の広報媒体との併用がなされているか

(3) 広報物の作成状況について

- ア 発行時期、発行部数は適切か
- イ 読者に配慮した掲載内容となっているか
- ウ 定例的な広報物の見直しはされているか
- エ 有償刊行物の販売状況と在庫管理は適正か

(4) 広報物の活用状況について

- ア 配布先、配布方法は適切か
- イ 配布先での活用状況や残部数の確認をしているか
- ウ 掲載内容や配布部数等の効果検証をしているか

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	こ	ばやし	たか	のり
	小	林	敬	典
監査委員	ゆ	ぐち	なつ	み
	湯	口	夏	史
監査委員	やま	ね	とも	ひろ
	山	根	朋	洋
監査委員	うち	だ	ひろ	みち
	内	田	博	長
監査委員	さか	の	けいさぶろう	
	坂	野	経三郎	

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員内田博長及び坂野経三郎は、県議会事務局について監査を行っていない。

第2 監査対象広報物の概要

県が広く県民等に配布するために作成した広報物について、全ての機関を対象に予備調査を行い、作成部数など一定の条件を満たす広報物の作成状況を把握した。そのうち継続的に作成している定例広報物、作成規模（部数、経費、単価）の大きなもの、新たに作成したもの等を作成した機関を優先し、全ての部局から監査実施機関を選定した。

〔監査対象外としたもの〕

- ・配布対象が県・市町村などの地方公共団体等や関係者に限定されるもの
- ・補助金の交付先や業務委託の相手方により作成され、発行者が県でないもの

〔広報物の作成状況〕

（予備調査結果）

区分	調査対象	該当（件）	作成経費 （合計、円）
1 外部発注による 広報印刷物	平成28年度に作成した、作成総数1,000部 以上かつ作成経費200千円以上のもの	80 (13部局43機関)	94,423,294
2 内部印刷機による 広報印刷物	同上	4 (3部局4機関)	2,506,328
3 有償刊行物	平成26年度から平成28年度までの3年間 に発行したもの	70 (5部局15機関)	62,077,522
合 計		154	159,007,144

注) 1または2を5件以上作成した機関については、作成経費の多いものから5件抽出。

作成経費には印刷製本費のほか、印刷物を作成するのに要したデザイン制作料等を含み、配布経費は除く（分離が困難な場合のみ含む）。

〔監査実施機関 24機関（39件）〕

1 広報印刷物（18機関26件）

No.	監査実施機関		No.	監査対象広報物の名称	委員監査	
					実地	書面
1	元気づくり 総本部	広報課	1	とっとり県政だより	○	
2	元気づくり 総本部	とっとり暮らし 支援課	2	とっとり暮らしパンフレット （平成28年度版新規）		○
			3	とっとり暮らしパンフレット （平成27年度版増刷）		
3	元気づくり 総本部	参画協働課	4	鳥取県の緊急支援施策		○
4	危機管理局	原子力安全対 策課	5	鳥取県原子力防災ハンドブック		○
			6	鳥取県原子力防災チラシ（小、中学生用）		
5	総務部	財源確保推進 課	7	ふるさと納税リーフレット		○
			8	ふるさと納税お礼の品パンフレット		
6	観光交流局	観光戦略課	9	蟹取県ウェルカニキャンペーン PRパンフレット等	○	
			10	香港観光客向けパンフレット		
7	福祉保健部	子育て応援課	11	LIFE DESIGN 自分の未来を自分で描くために 考えてほしい あなたの将来について		○

No.	監査実施機関		No.	監査対象広報物の名称	委員監査	
					実地	書面
8	福祉保健部	医療政策課	12	医療機関へのかかり方啓発リーフレット	○	
			13	小児救急ハンドブック		
			14	看護職員養成進学ガイドブック 「看護職をめざすあなたへ」		
9	生活環境部	環境立県推進課	15	とっとり次世代エネルギーパーク スタンプラリー		○
10	商工労働部	商工政策課	16	平成28年度版企業支援ガイドブック		○
11	商工労働部	企業支援課	17	平成28年度鳥取県経営革新計画事例集		○
12	商工労働部	就業支援課	18	キメタ！鳥取で働こう。～鳥取県にはあなたが必要！！～Vol. 1（増刷）	○	
			19	キメタ！鳥取で働こう。～鳥取県にはあなたが必要！！～Vol. 2（新規）		
			20	保護者宛ての県内就職情報		
13	商工労働部兼 農林水産部	食のみやこ推進課	21	鳥取食探（5言語）		○
14	農林水産部	県産材・林産振興課	22	とっとり生まれの木製品カタログ 「鳥の木製品」		○
15	県土整備部	道路企画課	23	鳥取県「道の駅」マップ		○
16	教育委員会 事務局	教育総務課	24	教育だより「とっとり夢ひろば」	○	
17	教育委員会 事務局	小中学校課	25	鳥取県家庭教育啓発ポスター		○
18	県議会事務局	総務課	26	とっとり県議会だより	○	

2 有償刊行物（6機関13件）

No.	監査実施機関		No.	監査対象広報物の名称	委員監査	
					実地	書面
19	総務部	公文書館	27	新鳥取県史資料編 考古1 旧石器・縄文・弥生時代		○
			28	鳥取県史ブックレット第18巻 「大庄屋と地域社会－八橋郡笹津村河本家文書が語るもの－」		
20	地域振興部	統計課	29	鳥取県統計年鑑（平成28年刊）		○
			30	平成28年版鳥取県勢要覧		
			31	平成28年度100の指標からみた鳥取県		
21	地域振興部	文化政策課	32	第60回鳥取県美術展覧会図録		○
22	観光交流局	まんが王国官房	33	第5回まんが王国とっとり国際マンガコンテスト作品集		○
23	教育委員会 事務局	博物館	34	企画展「大荒神展」解説書（企画展図録）		○
24	教育委員会 事務局	埋蔵文化財センター	35	調査研究紀要8		○
			36	青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報2015		
			37	青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告11 石器（2）		
			38	第6回青谷上寺地遺跡フォーラム 人・もの・心を運ぶ船		
			39	弥生の港湾集落 青谷上寺地遺跡		

第3 監査結果及び意見

1 監査結果

今回の監査では、対象広報物を作成した狙いや主たる対象者のほか、作成手続きから配布状況等に関する聴き取りを行った。

監査の着眼点に基づき審査した結果、今回監査を行った広報物については、おおむね目的に沿って適切に作成・配布されていたが、掲載内容や作成部数、活用状況等について一部改善が必要なものが見受けられた。

改善又は検討が望まれる点について以下に述べるので、適切に対応されたい。

なお、今回の監査対象とならなかった機関、県有施設の指定管理者や県業務の委託先が委託業務の範囲において作成する広報物についても参考とされたい。

2 総括意見

紙媒体の印刷物は、最も基本的な情報提供手段として多く活用されている。

何を目的に、誰を対象として、いつ、どのような配布方法により周知したか、またその結果、伝えたい情報が想定したとおりに伝わったかどうかが肝要である。

については、企画立案段階において作成目的を明確にし、対象者に理解しやすいものとなるよう論点を整理して、他の広報媒体との併用・連携等、一連の広報計画を十分に検討のうえ作成に着手されたい。

また、インターネットとの併用・連携については、有効性を十分検討のうえで効率的な情報提供により作成経費の削減に努められたい。

一定の広報物を対象として、その作成効果を測るため、既存のモニター制度や県民意識調査を利用するなど、認知度や理解度を確認することについても検討されたい。

3 着眼点に沿った監査結果及び監査意見

(1) 広報物の目的・必要性について

ア 編集会議等で目的や必要性が十分に検討されているか

今回監査を実施した広報物は、おおむね目的や必要性が十分検討されたうえで作成されていたが、改善が必要な事例も見受けられた。

「家庭教育啓発ポスター」（小中学校課）は、前年度に作成し、ホームページにも掲載されているリーフレットとの関連性の表示やインターネットとの連携が十分検討されないまま作成されていた。

広報は戦略を持って実施する必要があるが、ポスターだけでは掲載内容や活用機会に制約があるため、URL（注1）または検索ワード（注2）の表示や二次元コード（注3）の活用など、インターネットとの有機的な連携も可能であったと考えられる。

については、企画立案段階において、他の広報媒体との併用・連携等、一連の広報計画を十分に検討のうえ作成に着手されたい。 【小中学校課】

注1) Uniform Resource Locatorの略。インターネット上の資源（データやシステム）を特定するためのアドレス（住所）のこと。

注2) インターネット上で情報の所在を特定するために検索窓と呼ばれるボックスに入力するキーワードのこと。

注3) 一次元コード（バーコード）に対し、縦と横の2方向に情報を持つ表示方式のコードで、より多くの情報を小さな印字面積で記号化することができる。

イ 他の広報物と掲載内容の重複がないよう調整されているか

今回の監査対象広報物は、他の広報物と掲載内容に必要なを超えた重複がないよう調整されていると認められた。

(2) 広報媒体の選択・併用について

ア 適切な広報媒体として規格形態が選択されているか

広報物の規格形態は、伝えたい情報の種類や量に合わせ、おおむね適正に選択されていると認められた。

イ より有効な広報媒体がありはしないか

今回の監査対象広報物について、作成機関における県公式ホームページ『とりネット』への掲載状況を確認したところ、改善又は検討が求められるものが見受けられた。

県刊行物作成要領（以下「作成要領」という。）では内容（全文）をとりネットに掲載するよう努めることとなっているが、「医療機関へのかかり方」（医療政策課）、「道の駅マップ」（道路企画課）、「家庭教育啓発ポスター」（小中学校課）は、ホームページに内容が掲載されていなかった。

また、内容が掲載されていても、掲載内容の見せ方や印刷物との連携不足等、インターネット上での情報発信に工夫が必要と思われるものも見受けられた。

一方、画像ファイルの掲載以外の提供方法として、「とっとり県政だより」（広報課）の電子書籍化、「原子力防災ハンドブック」（原子力安全対策課）の携帯端末用『原子力防災アプリ』、「鳥取県の緊急支援施策」（参画協働課）の音声読み上げ対応等、インターネットの活用を積極的に進める取組が見られた。

伝えたい情報や対象者の世代等により、インターネットを活用した情報発信に比重を置くことがより有効な場合もあると考えられる。

ウ 他の広報媒体との併用がなされているか

広報物の発行状況に関して、報道機関への情報提供が行われていないものが複数見受けられた。

「ふるさと納税」（財源確保推進課）、「ウェルカニキャンペーン」（観光戦略課）などは、報道機関への情報提供等により、メディアへの露出機会が増えるよう工夫されていた。

新聞広告など広報課所管の広報媒体との併用、各種ソーシャルメディア（注4）により適宜情報発信しているものなど、メディアミックスによる広報活動もいくつか見受けられた。

県公式ホームページへの掲載は、利用者がいつでも情報を閲覧・入手可能であり、紙媒体の削減効果も認められることから、紙媒体と電子媒体それぞれの利点を活かしつつ、複数の広報媒体の併用・連携による積極的な情報発信に努められたい。【全機関】

注4）インターネットを用いて、ユーザー同士が情報を交換（送受信）できるメディアのこと。双方向のコミュニケーションができることが特長。

(3) 広報物の作成状況について

ア 発行時期、発行部数は適切か

発行時期及び発行部数に関しては、ほとんどの広報物で具体的な配布計画を検討し、相応の編集期間を確保のうえ適切な時期に作成されていたが、「エネルギーパークスタンプラリー」（環境立県推進課）は、発注手続きの遅れから、対象施設への配布がスタンプラリーの開始日に間に合っていなかった。

作成方法に関しては、企画全般やデザイン等、作成業務の全部または一部を外部委託しているものも多く、おおむね効率的な調達方法を選択のうえ作成されていると認められた。

今後も引き続き、事業効果が最も発揮される時期に広報物が活用できるよう、計画的・効率的に調達手続きを進められたい。 【全機関】

イ 読者に配慮した掲載内容となっているか

掲載内容に関しては、目的に照らし、おおむね適正に編集されていると認められたが、改善が必要な事例も見受けられた。

また、広報物の発行者及び問合せ先が明確であることは、読者である対象者にとって非常に重要な事項であるが、記載のないもの、不十分なものが多数見受けられた。

そのほか、発行時期（時点）や資料の出所が明らかでない等、説明が不足している箇所が散見された。

(ア) 目的と掲載内容の整合性

「医療機関へのかかり方」（医療政策課）は、主たる目的を救急医療機関の負担軽減による救急医療提供体制の維持として作成されているが、行政サイドからの課題説明が中心で、対象者である県民の立場での解決策（例として、かかりつけ医の調べ方など）が具体的に提示されていないため、作成機関の狙いが十分に伝わっていないと考えられる。

行政課題について、対象者には一定の理解が得られたものと思われるが、課題の解消に向けての協力を得るためには、単に事実を記述するだけではなく、ストーリー性のある構成とすることも一つの方法である。

盛り込みたい情報をどう整理するか、広報の専門家に助言を受けることも有効と考える。

については、対象者の理解や協力が得られやすい構成となるよう、課題の要点を絞り込み、解決策を具体的に示すなど、作成目的に合った掲載内容の検討を十分に行われたい。 【医療政策課】

(イ) 発行者情報の記載

「道の駅マップ」（道路企画課）、「鳥取県美術展覧会図録」（文化政策課）には発行者情報が記載されていなかった。また、電話・ファクシミリ番号がないなど問合せ先の記載が不十分と思われるものが見受けられた。

(ウ) 読者に配慮した説明

「医療機関のかかり方」（医療政策課）、「キメタ！鳥取で働こう。」（就業支援課）には発行時期（時点）が記載されていなかった。ほかにも、図表やグラフの一部に資料の出所が明記されていないもの、配色等に工夫が必要なものが散見された。

対象者へ正確な情報を提供するためには、発行時期（時点）や資料の出所を明らかにするとともに、図表やグラフを用いる際には配色等にも配慮することが求められる。

「エネルギーパークスタンプラリー」（環境立県推進課）は、応募はがきの下端部分に個人情報の取扱方針が注意書きされていたが、第三者の範囲が不明確であり、説明が不十分であると思われる。

個人情報を収集する場合、その取扱いに関しては、対象者に不信を持たれることのないよう、特に丁寧な説明が必要である。

〔発行者情報等の記載が不十分なもの〕

(単位：件)

区分（対象物数）	発行者情報							発行時期（時点）	資料出所
	機関名	郵便番号	住所	電話番号	ファクシミリ番号	メールアドレス	URL（※）		
広報印刷物（26）	1	6	6	5	10	14	6	3	3
有償刊行物（13）	1	2	1	2	7	12	10	0	0
計（39）	2	8	7	7	17	26	16	3	3

※検索ワード、二次元コードによる表示を含む

については、発行者及び問合せ先は明確に記載されたい。また、読者の利便性を確保するため、検索ワードや二次元コードなど、情報の収集手段は多種併記するよう努められたい。 【全機関】

ウ 定例的な広報物の見直しはされているか

年間複数回あるいは毎年、継続的に作成されている定例的な広報物のほとんどで、文字の大きさやレイアウトの変更、要点や見出しを追加して分かりやすくするなど、掲載内容の改良や作成部数の見直し等が行われていた。

しかし、「経営革新計画事例集」（企業支援課）は、作成部数や配布先等、過去5年間見直しがされていなかった。5年分の成功事例が掲載されており、前年度版との重複割合が大きい。経営革新計画の策定を支援する制度案内については情報量が少ないように思われた。

安易に前年度どおりとせず、費用対効果を念頭に作成部数や掲載内容の見直しを検討すべきである。

については、発行時点に即した作成部数や配布先となるよう、定期的な見直しを行われたい。また、制度の浸透度を踏まえた掲載内容としつつ、重複する内容の掲載については必要性を十分に検討されたい。 【企業支援課】

エ 有償刊行物の販売状況と在庫管理は適正か

有償刊行物を作成している機関は限られており、今回監査を実施した機関においては、おおむね適正に在庫管理されていると認められるものの、一部に改善が求められるものも見受けられた。

(ア) 作成部数の適正化

今回の監査対象刊行物の多くは、調査や研究の結果等、記録の保存という側面を持っており、また、掲載内容により頒布実績には幅があった。

このため、過不足のない作成部数の設定は容易ではないと考えられるが、「調査研究紀要」や「発掘調査研究年報」など（埋蔵文化財センター）は既発行分も含めて全体的に配布用の余部・頒布用の在庫ともに多く、「統計年鑑」など（統計課）でも、配布先の見直し等により、作成部数の削減が可能であると思われる。

(イ) 頒布価格の表示

作成機関や刊行物により、頒布価格の据え置きや頒布委託手数料相当の加算等、設定方法や端数処理の仕方に違いがあったが、特に不適切な設定は見受けられなかった。

なお、作成要領では有償刊行物に頒布価格を表示することとなっているが、記載されていないものが複数見受けられた。

(ウ) 適正な在庫管理

「鳥取県美術展覧会図録」（文化政策課）は展覧会の開催期間終了後に頒布機会を設けておらず、受払簿も作成されていなかった。

「新鳥取県史資料編」（公文書館）や「発掘調査研究年報」など（埋蔵文化財センター）は、今後も刊行が続く予定であることから、保管場所の確保が課題となっている。

在庫が多いものについては、関連する刊行物の発行機会に既発行分も併せ、インターネット等で積極的に情報提供するなど、一層の頒布促進に取り組むことが求められる。

有償刊行物については、作成部数の適正化と積極的な頒布促進により、適切な在庫管理に努められたい。 【全機関】

(4) 広報物の活用状況について

ア 配布先、配布方法は適切か

広報物の配布先と配布方法に関しては、ほとんどの広報物で適切に選択されていたが、改善が必要な事例が見受けられた。

「医療機関へのかかり方」（医療政策課）は、年1回の新聞折り込みによる世帯配布以外に活用されていなかった。

配布先は新聞購読者に限られ、各種広告物とまとめて配達されるため、対象者の目に留まりにくく、その日限りで処分されてしまう恐れもある。救急医療機関の適正利用について理解を求めるといった目的に対し、適確な配布方法であるとは言いがたい。

年間を通して救急医療機関等において受診者に配布するなど、より効果的な配布方法を検討するべきである。

については、有効性・効率性・経済性の観点から、目的に合った配布先と効果的な配布方法を検討されたい。 【医療政策課】

イ 配布先での活用状況や残部数の確認をしているか

定例的な広報物など、市町村や関係団体等を経由することにより対象者へ配布されているものが多かった。

配布先において不足が生じた場合には適宜追加対応されていたが、配布先での活用状況や残部数が確認されているものは少なかった。

については、定例的な広報物の場合や増刷を検討する際には、配布先における活用状況や残部数を確認のうえ次回の作成部数に反映させるなど、経済性の観点から必要部数を正確に把握されたい。 【全機関】

ウ 掲載内容や配布部数等の効果検証をしているか

定例的な広報物の中には、対象者や関係者に意見を求めることにより掲載内容の検証や改善を行っているものも見受けられたが、ほとんどの広報物では具体的な効果検証がされていなかった。

定例的な広報物に関しては、漫然と作成を繰り返すのではなく、意見欄の

設定やアンケート調査の実施、配布先への聞き取り等、効果を測定する方法を実行し、改善材料を集めて今後活かしていくことが望まれる。

情報が対象者に到達したかどうか、どの程度理解を得られたか、広報物を抽出して調査してみるのも方法の一つと考える。

については、一定の広報物を対象として、その作成効果を測るため、既存のモニター制度や県民意識調査を利用するなど、認知度や理解度を確認することについても検討されたい。

また、広聴の観点から定例的な広報物には掲載内容への意見の宛先を明記するようルール化することも検討されたい。 【県民課】、【広報課】

(5) その他

ア 裏面を有効活用できているか

今回の監査対象広報物ではないが、定期監査に際し、チラシの裏面が白紙であるものが散見された。

紙媒体の広報物には作成部数や紙質など経費上の制約もあると考えられるが、対象者への貴重な情報提供機会として、関連情報を補足するなど、紙面の裏面についても活用を検討すべきである。

については、広報物の紙面は、最大限に有効活用するよう努められたい。

【全機関】

イ 作成要領は周知されているか

この度の監査に際し、刊行物データベースの登録状況を確認したところ、外部委託により作成されたものを中心に、登録されていないものが多数見受けられた。

作成要領の別表には、外注印刷物を作成・発行する際に検討・確認すべき項目が列記されており、今回の監査で改善が望まれるものとした内容と重なる点も多く、作成要領の趣旨について周知・理解が望まれる。

については、広報物の作成において有効性・経済性等の観点からの留意点を意識するため、作成要領の周知徹底を図られたい。 【広報課】

参 考

(資料1)

監査対象広報物の個別状況

1 広報印刷物

(1) 目的及び対象者

監査実施機関	No.	監査対象広報物の名称	作成の目的 (狙い、伝えたい内容)	主たる対象者
広報課	1	とっとり県政だより	各種県政情報、地域の歴史・文化、頑張っている人の取り組みなど、様々な情報を分かりやすく、読みたいと思うような形で提供する。	県民
とっとり暮らし支援課	2	とっとり暮らしパンフレット(平成28年度版)	鳥取県への移住を促進するにあたり、実際に本県へ移住された方の体験や現在の暮らしを伝える。	移住希望者
	3	とっとり暮らしパンフレット(平成27年度版増刷)		
参画協働課	4	鳥取県の緊急支援施策	鳥取県中部地震による避難生活での留意点や各種相談窓口、り災証明の発行、各種支援施策を取りまとめて迅速にお知らせするとともに、避難所、各相談窓口等での相談対応において活用する。	鳥取県中部地震の被災者、被災事業者 各相談窓口等での対応者
原子力安全対策課	5	鳥取県原子力防災ハンドブック	原子力災害時において、住民の方の対応や日ごろの備え、放射能の基礎知識を知っていただくことで、緊急時の正しい行動に繋げる。	原子力災害時に避難等が必要となるUPZ(緊急時防護措置を準備する区域:鳥根原子力発電所から概ね30km)内の住民、避難者の受入れを行う避難先地域の住民
	6	鳥取県原子力防災チラシ(小、中学生用)	放射能や原子力防災の基礎的な知識を知ってもらうことで、緊急時の正しい行動に繋げる。	UPZ内の小中学校に通学している児童、生徒
財源確保推進課	7	ふるさと納税リーフレット	ふるさと納税制度による鳥取県・県内市町村への寄附を幅広く呼びかけるとともに、本県の魅力を県外の方に再認識していただく機会とする。	寄附していただける可能性の高い方、本県に関心のある方
	8	ふるさと納税お礼の品パンフレット		
観光戦略課	9	蟹取県ウェルカニキャンペーンPRパンフレット等	秋・冬季の誘客キャンペーンの周知を行い、鳥取県への誘客を促す。	観光客、県外での鳥取県PRイベント会場でのブース来場者
	10	香港観光客向けパンフレット	米子香港便利利用促進のため、鳥取県の観光情報を伝えるパンフレットを作成する。	香港の一般市民及び旅行会社
子育て支援課	11	LIFE DESIGN 自分の未来を自分で描くために考えてほしい あなたの将来について	希望する妊娠、出産、子育てが実現するよう、正しい知識や情報を提供し、自分自身の人生設計について早くから考える機会や自ら判断・決定するための基礎知識の普及啓発に資する。	妊娠、出産、子育てを今後行う若い世代(高校以降の大学生、専門学生等を含めた20代)
医療政策課	12	医療機関へのかかり方啓発リーフレット	軽症患者が休日夜間に救急医療機関を受診することを防止し、診療時間内にかかりつけ医への受診を促すことで、救急医療機関の負担を軽減し、安全安心な救急医療提供体制の推進を図る。	全県民
	13	小児救急ハンドブック	休日・夜間など通常の診療時間外における子どもの病気やけがについて、家庭で様子を見てもよいか、小児救急対応医療機関を受診したほうがよいかなど判断の目安にしてもらう。	小児(15歳未満)の保護者等
	14	看護職員養成進学ガイドブック「看護職をめざすあなたへ」	看護職及び県内の看護職員養成施設について紹介することにより、看護職等に対する関心や理解を促進し、もって看護職員の就業促進を図る。	県内の高校生・中学生など
環境立県推進課	15	とっとり次世代エネルギーパーク スタンプラリー	再生可能エネルギー関連施設で構成するエネルギーパークの認知度向上及び環境教育の推進のため、施設の紹介とともに複数施設への来館を促す動機付けとしてスタンプラリー型企画を周知する。	県内外の家族連れ、学校、自治会等の団体

監査実施機関	No.	監査対象広報物の名称	作成の目的 (狙い、伝えたい内容)	主たる対象者
商工政策課	16	平成28年度版企業支援ガイドブック	県、市町村及び支援機関の企業支援施策について、一体的に取りまとめることにより制度の検索性を高め、各支援施策の効果的な周知を図る。	事業者、金融機関、商工団体、市町村、県の各課・各機関
企業支援課	17	平成28年度版鳥取県経営革新計画事例集	県内中小企業に対し経営革新計画の策定の促進を図るため、計画の承認を受けた県内企業の成功までの取り組みを紹介する。	県内中小・小規模事業者、県内商工団体、金融機関、産業支援機関等の企業支援機関、市町村等
就業支援課	18	キメタ！鳥取で働こう。～鳥取県にはあなたが必要！！～Vol.1 (増刷)	鳥取県内企業、経営者及び働く人（IJUターナー等）の魅力を紹介することで、IJUターナー希望者や県内で就職を希望する学生に対し、県内企業への興味喚起を図り、県内就職を促進する。	高校生、就活生（新卒、大学・短大・高専・大学院）、大学生の保護者等
	19	キメタ！鳥取で働こう。～鳥取県にはあなたが必要！！～Vol.2 (新規)	県内就職情報を積極的に提供することで、本県へのUターン就職の促進を図る。	就活生（新卒、大学・短大・高専・大学院）、大学生・高校生・中学生の保護者
	20	保護者宛ての県内就職情報	県内就職情報を積極的に提供することで、本県へのUターン就職の促進を図る。	大学等に進学した学生やその保護者
食のみやこ推進課	21	鳥取食探（5言語）	国内外からの観光客の満足度を高めるため、「食」を核とした情報発信を強化し、更なる観光客増を目指す。	観光客（国内・国外）
県産材・林産振興課	22	とっとり生まれの木製品カタログ「鳥の木製品」	県内はもとより県外への販路開拓を進めるため、県産材製品の情報（種類、特徴、価格、標準納期、生産者名等）を集約一元化し、効果的に普及宣伝する。	県内外の工務店、建築設計者などの木製品需要者、木材・木製品に関心のある消費者
道路企画課	23	鳥取県「道の駅」マップ	道の駅同士が連携を強化するきっかけづくりとともに、各道の駅の特徴・魅力を県内外へ広くPRし、県内高規格幹線道路の利用促進を図る。	県外から鳥取県へ来鳥された旅行者、県民
教育総務課	24	教育だより「とっとり夢ひろば」	教育全般に関する広報誌として鳥取県の教育情報を保護者等へ発信するとともに、子ども向けに県政に関する紹介を行う。	幼稚園、保育所から高校までの全保護者等
小中学校課	25	鳥取県家庭教育啓発ポスター	広く家庭教育への関心を喚起するため、「子どもと深める家族の絆」～成長を支える家庭の愛情、関わりによって生まれる絆・自信・自立心など家庭教育の大切さ～をテーマに作成。	就学前から小学6年生までの子をもつ保護者、子育てに関わる全ての県民
議会事務局総務課	26	とっとり県議会だより	「開かれた県議会」を目指し、広く県民に県議会の動きや議員の活動をわかりやすくお知らせする。	県内全世帯及び事業所、教育機関、各種団体等

(2) 作成部数及び作成経費

監査実施機関	No.	監査対象広報物の名称	作成頻度	形式	作成総部数 (部)	作成経費 (円)	単純単価 (円)
広報課	1	とっとり県政だより	定例 (月刊)	冊子	2,450,400	27,468,694	11.2
とっとり暮らし支援課	2	とっとり暮らしパンフレット (平成28年度版)	定例 (年刊)	パンフレット	10,000	1,296,000	129.6
	3	とっとり暮らしパンフレット (平成27年度版増刷)	増刷	パンフレット	10,000	810,000	81.0
参画協働課	4	鳥取県の緊急支援施策	新規	パンフレット	5,630	601,575	106.9
原子力安全対策課	5	鳥取県原子力防災ハンドブック	定例 (年刊)	冊子	42,000	1,705,104	38.3
	6	鳥取県原子力防災チラシ (小、中学生用)	定例 (年刊)	リーフレット	2,500		

監査 実施機関	No.	監査対象広報物の名称	作成頻度	形式	作成総部数 (部)	作成経費 (円)	単純単価 (円)
財源確保推進課	7	ふるさと納税リーフレット	定例 (年刊)	リーフレット	70,000	740,880	10.6
	8	ふるさと納税お礼の品パンフレット	定例 (年刊)	パンフレット	55,000	2,646,000	48.1
観光戦略課	9	蟹取県ウェルカニキャンペーンPRパンフレット等	新規	パンフレット等	251,030	6,135,480	24.4
	10	香港観光客向けパンフレット	新規	冊子	10,000	2,556,800	255.7
子育て支援課	11	LIFE DESIGN 自分の未来を自分で描くために 考えてほしい あなたの将来について	新規	冊子	4,000	2,613,600	653.4
医療政策課	12	医療機関へのかかり方啓発リーフレット	定例 (その他)	リーフレット	223,000	987,280	4.4
	13	小児救急ハンドブック	定例 (その他)	冊子	20,000	492,480	24.6
	14	看護職員養成進学ガイドブック「看護職をめざすあなたへ」	定例 (年刊)	冊子	6,500	231,660	35.6
環境立県推進課	15	とっとり次世代エネルギーパーク スタンプラリー	新規	リーフレット	10,000	360,000	36.0
商工政策課	16	平成28年度版企業支援ガイドブック	定例 (年刊)	冊子	1,000	424,440	424.4
企業支援課	17	平成28年度版鳥取県経営革新計画事例集	定例 (年刊)	冊子	3,000	1,022,760	340.9
就業支援課	18	キメタ！鳥取で働こう。～鳥取県にはあなたが必要！！～Vol.1 (増刷)	増刷	パンフレット	18,000	680,400	37.8
	19	キメタ！鳥取で働こう。～鳥取県にはあなたが必要！！～Vol.2 (新規)	新規	パンフレット	20,000	2,797,200	139.9
	20	保護者宛ての県内就職情報	定例 (年5回)	チラシ	163,110	1,278,110	7.8
食のみやこ推進課	21	鳥取食探 (5言語)	新規	パンフレット	25,000	5,270,400	210.8
県産材・林産振興課	22	とっとり生まれの木製品カタログ「鳥の木製品」	新規	冊子	1,000	850,000	850.0
道路企画課	23	鳥取県「道の駅」マップ	新規	リーフレット	95,000	557,010	5.9
教育総務課	24	教育だより「とっとり夢ひろば」	定例 (年5回)	冊子	513,500	4,852,575	9.5
小中学校課	25	鳥取県家庭教育啓発ポスター	新規	ポスター	1,600	390,960	244.4
議会事務局 総務課	26	とっとり県議会だより	定例 (年4回)	冊子	810,400	6,586,369	8.1

注1) 作成経費には印刷製本費のほか、印刷物を作成するのに要したデザイン制作料等を含み、配布経費は除く(分離が困難な場合のみ含む)。

注2) 形式分類については、以下を基本として各機関が判断したものである。

ポスター	一枚刷りの大きなもの
チラシ	一枚刷りで簡易なもの
リーフレット	折りたたみ式一枚刷り
パンフレット	複数枚をホッチキス止めした小冊子
冊子	書籍の形に製本されているもの
その他	上記以外のもの(カード、はがき、ノート、シールなど)

2 有償刊行物

監査 実施機関	No.	監査対象広報物の名称	作成 年度	作成 頻度	作成総部 数(部)	作成経費 (円)	単純単価 (円)	有償部数 (部)	頒布価格 (円)
公文書館	27	新鳥取県史資料編 考古1 旧石器・縄文・弥生時代	H27	新規	700	3,613,680	5,162.4	290	7,000
	28	鳥取県史ブックレット第18巻 「大庄屋と地域社会ー八橋郡鮎 津村河本家文書が語るものー」	H28	新規	1,000	187,920	187.9	500	500
統計課	29	鳥取県統計年鑑(平成28年刊)	H28	定例 (年刊)	160	254,880	1,593.0	50	1,590
	30	平成28年版鳥取県勢要覧	H28	定例 (年刊)	450	91,368	203.0	50	200
	31	平成28年度100の指標からみた 鳥取県	H28	定例 (年刊)	680	194,248	285.7	50	280
文化政策課	32	第60回鳥取県美術展覧会図録	H28	定例 (年刊)	370	210,160	568.0	160	300
まんが王国 官房	33	第5回まんが王国とっとり国際 マンガコンテスト作品集	H28	定例 (年刊)	1,200	2,289,600	1,908.0	350	800
博物館	34	企画展「大荒神展」解説書 (企画展図録)	H28	新規	600	174,960	291.6	200	300
埋蔵文化財 センター	35	調査研究紀要8	H28	定例 (年刊)	450	340,200	756.0	100	1,080
	36	青谷上寺地遺跡発掘調査研究年 報2015	H27	定例 (年刊)	600	246,240	410.4	100	600
	37	青谷上寺地遺跡出土品調査研究 報告11 石器(2)	H27	定例 (年刊)	800	1,683,072	2,103.8	300	3,010
	38	第6回青谷上寺地遺跡フォーラ ム 人・もの・心を運ぶ船	H26	新規	1,000	400,950	401.0	500	400
	39	弥生の港湾遺跡 青谷上寺地遺 跡	H28	新規	1,000	596,160	596.2	500	850

(資料2)

県刊行物作成要領

(平成18年6月28日付第200600031427号企画部長通知)

(趣旨)

第1条 この要領は、県が作成する刊行物の有効性、経済性等を高めるため、刊行物作成・発行に当たっての基本的事務手続、情報管理、ホームページへの掲載及び有償頒布について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において刊行物とは、県が作成する冊子、パンフレット、チラシ等すべての外注印刷物をいう。

(作成・発行手続)

第3条 刊行物を作成しようとする課は、別表1に定める事項について検討・確認し、適正な手続及び予算の執行に努めなければならない。

(刊行物データベースへの入力)

第4条 刊行物を作成しようとする課は、印刷又は版下作成委託の発注前に刊行物データベースに刊行物の名称、目的、発行部数、有償無償の別等必要事項を入力する。

(有償頒布価格の表示)

第5条 刊行物を作成した課は、県民等に広くPRや普及啓発するための刊行物で、内容、経費等を勘案した上で無償配布の適否を判断し、刊行物の頒布価格を決定しなければならない。

2 作成課は、無償頒布刊行物を除き、頒布価格を刊行物に表示しなければならない。

(情報管理)

第6条 刊行物を作成した課は、頒布価格、有償頒布用部数等必要事項を刊行物データベースにもれなく入力し、刊行物発行日にインターネット公開の手続を行うものとする。

2 広報課長は、刊行物データベースを管理し、とりネットで県刊行物情報を提供するものとする。

(ホームページへの掲載)

第7条 刊行物を作成した課は、刊行物の内容(全文)をとりネットの所管するページに掲載するよう努めなければならない。

(有償頒布の取扱い)

第8条 刊行物を作成した課は、頒布価格が表示されている刊行物(以下「有償頒布刊行物」という。)であっても、当該刊行物の刊行目的を達成するため必要な配布先に対して配布を行う場合に限り、無償で配布することができる。

2 有償頒布刊行物を作成した課は、鳥取県物品事務取扱規則第35条の2による物品売払伺書を作成し、前項の無償配布部数及び次項により有償頒布刊行物を作成し

た課が販売する部数を除く部数について、県民課、各総合事務所地域振興局、東部庁舎、八頭庁舎及び日野振興センター（以下「取扱所」という。）に速やかに送付しなければならない。配布計画の変更等により余部が生じた場合においても同様の取扱いとする。

3 取扱所は、県民等から頒布の求めがある場合は、表示された頒布価格により代金の領収と引換えに頒布することができる。

なお、有償頒布刊行物を作成した課は、有償頒布部数のうち、前項によらず自らが販売することができるものとする。この場合、有償頒布刊行物を作成した課は鳥取県会計規則及び鳥取県物品事務取扱規則に基づく必要な手続を行わなければならない。

4 取扱所は、有償頒布した刊行物について、その都度刊行物データベースにより在庫管理をするものとする。この取扱いは、前項の有償頒布刊行物を作成した課が販売する場合において準用するものとする。

（有償頒布の代金収納）

第9条 有償頒布した刊行物の代金の収納は取扱所及び前条第3項により有償頒布刊行物を自ら販売する課において行うものとし、歳入科目は物品売払収入とする。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、県刊行物の有償頒布等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年6月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から適用する。

別表1

	摘	要
1	目的達成、事業実施をする上での印刷物の必要性	
2	他の刊行物との重複の有無	
3	わかりやすさなど、利用者へ配慮した内容	
4	掲載内容とデザイン性の調和	
5	発行者、発行時期、問合せ先、資料の出所等必要事項の記載	
6	利用者の意見の反映	
7	適正な著作権の利用手続	
8	版下作成業務等の発注に当たっての適正な審査（コンペ）	
9	目的に合致し、環境に配慮した適正な仕様	
10	インターネット等の広報媒体も活用した効率的な情報提供の実施	
11	目的に合わせた適正な発行時期、発行部数、配布先	

(資料3)

県刊行物作成についての留意事項

1 目的

平成16年度に実施された行政監査指摘を踏まえ、県の印刷物の効率的かつ経済的な作成・配布及び有効な活用を促すとともに、効率的な予算の執行により経費の削減及び少紙化を図るため、必要性、仕様の妥当性、無償配布の適否等について事前に点検するものです。

刊行物作成要領（平成19年3月30日付第200600200824号企画部長通知。）に従って、作成課において自ら適切な印刷物の作成かどうかの点検を行ってください。

2 概要

- (1) 印刷物は原則有償頒布とし、県民課・各総合事務所地域振興局、東部庁舎、八頭庁舎、日野振興センター及び作成した課において代金引換で頒布します。
- (2) 無償で配布できるのは、次に該当するものです。
 - ア 県民等に広くPR、普及啓発するチラシ、パンフレット等の刊行物で内容、経費面からみて、誰に対しても無償配布が適当なもの
 - イ 頒布価格を示した印刷物でも、作成の目的達成のため無償で配布すべき配布先に配布する場合（この場合、同じ印刷物でも配布先によって有償となる場合と無償となる場合が存在することになります。）
- (3) 作成された印刷物（イベント等のチラシは除く。）の情報は、とりネットで公開し県民等に情報提供します。

3 手続等の概要

- (1) 有償頒布刊行物の価格設定・表示

有償頒布刊行物の頒布価格は、刊行物を作成した課が作成に要した経費等を踏まえ設定し、頒布価格設定に当たっての考え方等がわかるものを刊行物データベースに添付してください。

頒布価格は、裏表紙等のわかりやすい位置に表示してください。（表示内容：「この冊子は、〇〇部作成し、1部当たり〇〇円です。」）
- (2) ホームページへの掲載

刊行物の内容をPDFファイル等で公開する場合は、発注時にPDFファイル等でも納入してもらおうなど工夫してください。また、ページ数が多いものについては、要約をつけたりファイルを分割するなど、閲覧しやすいものとなるよう配慮をお願いします。
- (3) 刊行物データベースの公開等

入力した刊行物情報の追加・修正は、入力した課の全職員が行うことができます。刊行物をホームページに掲載した後は、必ずデータベースの当該刊行物情報にそのホームページアドレスを入力してください。

入力した情報は、印刷物の発行に合わせて、各課で公開の手続きをしていただきます。よって必要事項の入力がすべて完了した後、データベース上の「インターネットで公開する」にチェックを入れてください。

※なお、内容が確定していれば発行日前に公開することはさしつかえありません。

※イベント等チラシについては公開手続は不要です。

※公開する必要がなくなった刊行物は、「インターネットで公開する」のチェックをはずし、非公開としてください。

(4) 配布

納品されたら、無償配布先に配布するもの以外の有償頒布分については、物品売払伺書を作成し、速やかに県民課、各総合事務所地域振興局、東部庁舎、八頭庁舎及び日野振興センターに移管してください。

(5) 有償頒布刊行物の管理

有償頒布刊行物の取扱所及び自ら販売する部数を保有する課は、有償頒布刊行物を保管し、その受払いは刊行物データベースにある受払簿（様式）により整理することとし、従前の鳥取県物品取扱規則（昭和39年3月鳥取県規則第12号。）第35条の2に定める売払物品受払簿による整理は不要とします。

また、汚損等により売払いが不可能となった有償頒布刊行物については、規則第30条に定める不用の決定及び処分を速やかに行い、引き続き適正な管理を行ってください。

(様式) 略